

タブレット端末を用いた取引等に係る規定

第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、お客様が、当行国内本支店において当行所定のタブレット端末（これに類する端末機器を含み、以下「本タブレット」といいます。）を使用して、各種預金取引、商品・サービスの申込み又は諸届等の手続き（当行所定のものに限り、以下「本取引等」といいます。）を行う場合の取扱いを定めるものです。

第2条（本タブレットによる取引等）

- （1）お客様は、当行の他の規定にかかわらず、本タブレットへの入力等により、本取引等を行うことができます。但し、当行所定の方法による場合に限り、
- （2）本取引等に関し、本規定に定めのない事項については、当行の他の規定に従います。

第3条（免責）

本タブレットに入力された暗証が届出の暗証と一致していることを当行所定の方法で確認し、かつ、預金の払戻しその他の当行所定の場合に、当行所定の預金通帳、エースカード又は他の書類がお客様のものであることを確認した場合には、本タブレットに入力等を行う者をお客様本人として取り扱いをすることができ、暗証、預金通帳、エースカード又は他の書類に事故があった場合でも、当該取り扱いによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第4条（本タブレットによる定期預金の解約、払戻し等）

お客様が、本タブレットを使用して、当行所定の定期預金を解約する場合、当行所定の方法によるものとし、また、当該解約後の払戻し資金は、当該定期預金と同一支店のお客様の普通預金口座に振替入金するものとし、この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

以 上